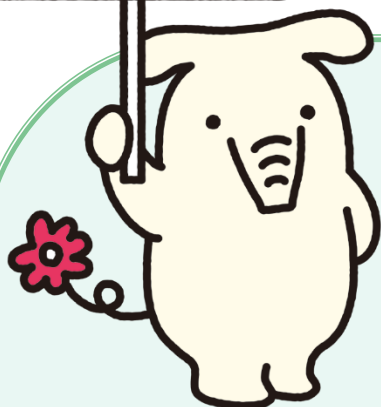


退職者専用

# NEW かがやき



大切な退職金をお得な金利でお預かり!  
セカンドライフの計画を  
ゆっくり考えてみませんか?

条件①：1年以内に退職金を受取られた方（本人に限る）

条件②：当JAで公的年金の受取・予約もしくは給与振込をしていただける方  
（既にご指定・ご予約されているお客様も対象）

預入期間：1年

条件①を満たされた方

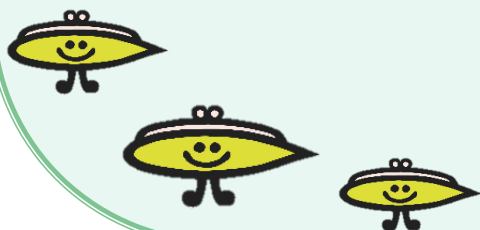
店頭表示金利

+年 **0.1%**

条件①と②の両方を満たされた方

店頭表示金利

+年 **0.2%**



年金お受取り・ご予約にはおトクな  
特典もございます。  
セカンドライフのご準備は  
JAにおまかせください!



愛媛たいき農業協同組合

お気軽に最寄りの支所・出張所へご相談下さい。

本所金融部 TEL(0893)59-4182

大洲支所 TEL(0893)24-2008

喜多支所 TEL(0893)24-5843

菅田支所 TEL(0893)25-5011

新谷支所 TEL(0893)25-0521

粟津支所 TEL(0893)26-0211

肱川支所 TEL(0893)34-2321

内子支所 TEL(0893)44-4111

大瀬支所 TEL(0893)47-0111

五十崎支所 TEL(0893)44-2188

長浜支所 TEL(0893)52-1211

オズメ出張所 TEL(0893)25-0008

# 商品概要説明書

令和6年6月1日

1. 商品名	・スーパー定期貯金(単利型)、大口定期貯金 愛称：NEW かがやき
2. ご利用いただける方	・個人(1年以内に退職金をお受取になられたご本人のみ) ※愛媛たいき管内にお住いの方に限ります。
3. 期間	・1年(定型方式) 自動継続(元金継続または元利金継続)のお取り扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100万円以上(退職金受取額を上限とさせていただきます。) ※退職金支給明細書、退職所得の源泉徴収票、退職金が振り込まれた通帳等にて確認させていただきます。 スーパー定期貯金は100万円以上1,000万円未満、大口定期貯金の場合は1,000万円以上の金額の範囲内 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	①1年以内に退職金を受け取られた方(本人に限る) ②当JAで公的年金の受取・予約もしくは「給与振込」をさせていただける方。 (既にご指定・ご予約されている方も対象となります。) ①の条件を満たす場合 スーパー定期貯金(単利型)期間1年または大口定期貯金期間1年の店頭表示利率に、年0.10%を上乗せした利率を満期日まで適用いたします。 ①+②の条件を満たす場合 スーパー定期貯金(単利型)期間1年または大口定期貯金期間1年の店頭表示利率に、年0.20%を上乗せした利率を満期日まで適用いたします。 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続後は、当初預入期間と同期間のスーパー定期貯金(単利型)、もしくは大口定期貯金の店頭表示金利を約定利率として当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・法令に定められた条件を満たせば、マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。(※大口定期貯金についてはお取扱い出来ません。) ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率を適用いたします。
10. 貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当JA本所、支所、出張所または金融部(電話：0893-59-4182)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話：089-941-6279)
12. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・取扱期間中であっても金利情勢等により内容変更またはお取り扱いを終了する場合があります。